

議案第 83 号

あきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 27 日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

東京都人事委員会勧告に準じて、職員の給料表、期末手当及び勤勉手当を改定することから、規定を整備する必要がある。

あきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 あきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和 6 年あきる野市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 125」を「100 分の 127.5」に、「100 分の 80」を「100 分の 82.5」に、「100 分の 117.5」を「100 分の 120」に、「100 分の 112.5」を「100 分の 115」に改める。

別表第 1 給料月額（円）の欄を次のように改める。

給料月額（円）
397,700
448,200
501,600
571,900
649,300

第 2 条 あきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100 分の 127.5」を「100 分の 126.25」に、「100 分の 82.5」を「100 分の 81.25」に、「100 分の 120」を「100 分の 118.75」に、「100 分の 115」を「100 分の 113.75」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - （1） 第 1 条の規定による改正後の別表第 1 の規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第1条の規定による改正後の第5条の規定 令和7年12月1日

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前のあきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づいて、令和7年4月1日以後この条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、同条の規定による改正後のあきる野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定による給与の内払とみなす。